

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、草津市で開催される第79回国民スポーツ大会および、第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品、各大会に必要な用具等（以下「協賛物品等」という。）について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (2) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。
- (3) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (4) 協賛物品等の搬入、設置、撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

4 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等に掲載することができる。

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。

6 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、および公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの。
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定めるものとする。